

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社久米設計
業者の住所：東京都江東区潮見 2-1-22
- 2 指名停止措置期間：令和6年1月17日から令和6年2月16日まで（1か月）
- 3 指名停止措置の範囲：九州防衛局管轄区内（福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県）
- 4 事実概要
本件は、株式会社久米設計の九州支社長が、公契約関係競売等妨害の容疑で、令和5年1月16日、公契約関係競売入札妨害容疑で宮崎県警に逮捕されたものである。
- 5 指名停止措置理由
当該業者たる株式会社久米設計の九州支社長が、宮崎県串間市発注に係る消防庁舎新築工事設計業務委託に関する指名競争入札において、公正な入札を妨害したとして、令和5年1月16日、公契約関係競売入札妨害容疑で宮崎県警に逮捕されたことは、防衛省における「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号イ（競売入札妨害又は談合）に該当する。従って、本件については、指名停止1か月を適用する。

<指名停止措置要領付表第2>

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 ア 対象区域内の他の公共機関の職員 イ 対象区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2月以上12月以内 1月以上12月以内